

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和8年9月9日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

郵便番号 060-0042 札幌市中央区大通西19丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部身体障害者更生相談所視聴覚障がい者情報センター
（電話011-631-6747）

2 入札に付する事項

(1) 借入件名 点字図書館図書製作ボランティア用パソコン賃貸借

(2) 借入件名の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限及び借入期間

ア 納入期日 令和9年1月29日

イ 借入期間 令和9年2月1日から令和14年1月31日まで（60ヶ月）

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 納入場所 視聴覚障がい者情報センター内の指定場所（札幌市中央区大通西19丁目）

(5) 入札方法 月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 本件に示した物品の調達が十分に可能であること。

(7) 仕様書に示す適合品以外の同等品で入札する場合は、物品請求課において確認した同等品確認書又は規格確認書を提出すること。

(8) 必要に応じて、製造者等が発行する出荷引受書又は品質保証書を提出できること。

4 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法

上記1の場所に持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 直接持参する場合

入札書は、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年10月2日10時00分開札【点字図書館図書製作ボランティア用パソコン賃貸借】の入札書在中」の旨記載し、上記1宛てに入札書の受領期限までに提出すること。

また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず提出すること。

イ 送付する場合

二重封筒とし、入札書を入れる封筒は上記4(1)アのとおり記載すること。外封筒には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載し、上記1宛てに入札書の受領期限までに提出

すること。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れて送付すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(2) 入札書の提出期限

令和8年10月2日（金）9時00分（送付の場合は必着のこと）

(3) 開札の日時及び場所

令和8年10月2日（金）10時00分

視聴覚障がい者情報センター ボランティア活動室（札幌市中央区大通西19丁目）

(4) 仕様書等に関する質問及び回答

ア 提出方法

電子メールの件名を「【問い合わせ】点字図書館図書製作ボランティア用パソコン賃貸借」とし、本文に質問内容、法人名、担当者名、連絡先（電子メールアドレス、電話番号）を記載して送付すること。

イ 送付先及び提出期限

メールアドレス shichokaku@city.sapporo.jp 宛てに送付。

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示日から令和8年9月24日（木）17時まで送付すること。

ウ 回答書の閲覧

回答は、電子メールにより随時行うとともに、令和8年9月29日（火）17時まで、保健福祉局ホームページに掲載する（法人名等は記載しない）。

6 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 最低制限価格の設定 無

(7) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(8) 詳細は入札説明書による。